

横浜南基署発 1205 第 4 号

令和 6 年 12 月 5 日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川総支部

横浜支部長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴支部におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0%の増加となっています。（新型コロナウイルス患者数を除く。）

一方で、管内の港湾貨物運送事業における死傷災害は、15 件で、前年同期比 4 件、21.1%の減少となっています。（同。）

第 14 次労働災害防止推進計画の最終年の目標値である休業 4 日以上之死傷災害 15 件以下を達成するため、会員事業場における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、健康確保対策、災害防止対策及び適正な労務管理等について、下記の点に留意の上、積極的な支部活動の取組をお願い申し上げます。

## 記

### 1 墜落・転落災害防止について

港湾貨物運送事業における事故の型別では、依然として墜落・転落災害が多く、15 件のうち 3 件発生していることから、高所作業時における墜落・転落災害防止用の柵や囲いの設置について会員事業場に周知を図るほか、フルハーネス型墜落制止用器具

の使用が必要な業務を行う者に対して、特別教育の受講勧奨を引き続き実施してください。

また、併せて、はしごの使用に当たり、厚生労働省リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしご使用時の安全な使用方法の徹底等を会員事業場に図ってください。

## 2 物上げ装置・運搬機械に係る災害防止について

港湾貨物運送事業における起因物別では、物上げ装置・運搬機械による死傷災害が発生していることから、接触災害を防止するため、作業計画の策定、作業指揮者の選任・職務遂行といった法令で定める事項の徹底を図るよう、会員事業場に周知を図ってください。

## 3 リスクアセスメントの導入について

会員事業場が作業手順書等の策定するに当たり、災害事例・ヒヤリハット事例等を基にリスクアセスメントを実施し、予見できる危険要因を低減する対策を盛り込み、残留リスクについて、危険度や発生頻度等の「見える化」を図ることのできるよう、リスクアセスメント講習の実施やリスクアセスメント好事例の共有化の機会を設けることを検討してください。

## 4 熱中症対策について

熱中症対策は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策が確実に行われるよう、引き続き周知、啓発を行ってください。

## 5 健康起因事故の防止について

物上げ装置・運搬機械の運転者の健康に起因する交通事故防止のため、各会員事業場において、過重労働縮減とともに、事業場における定期健康診断結果に基づく保健指導、健康教育の実施を積極的に行うよう働きかけを行ってください。